

令和7年度 農業振興課が所管する補助事業（一般農業者用）

問合せ先：長浜市役所農業振興課 TEL（0749）65-6522

※予算の範囲内での補助となりますので、ご注意ください。
※下記内容の他にもご注意ください。詳細については市役所農業振興課へお問い合わせください。
※事前に発注(契約)したものは対象外です。

◆施設及び機械整備（市）

事業名	助成機関	補助対象及び補助対象経費	補助率等	上限金額	補助対象者	備考
園芸振興・転換作物生産推進事業	市	(1) 野菜・花き栽培用機械購入補助事業 水田での野菜・花きの栽培及び出荷に使用する農業機械類の購入費用	3/10以内	100～200万円	次の①、②のいずれにも該当する者 ①水田を活用して販売用野菜・花きを栽培する市内に住所を有する販売農家 ②前年度に本事業の利用がない者	前年度より、販売用野菜の栽培を20アール以上、または販売用花きの栽培を2アール以上新たに又は拡大して行い、その面積を5年間維持すること。
		(2) 麦・大豆・そば等推進用アタッチメント整備補助事業 生産調整用麦、豆類及び蕎麦生産用アタッチメントの購入費		20万円	市内に住所を有し経営所得安定対策（ゲタ）に加入している販売農家	1回限り
		(3) 園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業 （園芸施設用ビニールパイプハウス類設置及び園芸施設野菜等の栽培に必要な施設整備に係る経費）		120万円	市内に住所を有する販売農家	(3) ・1棟50平方メートル以上が対象 ・園芸施設共済等に加入すること。
		(4) 果樹生産施設類設置事業 （新設する果樹の生産施設の設置に係る費用）		30万円		(3)、(4)共通 ・設置後5年間は園芸施設野菜等を栽培すること。
農業経営持続・効率化支援事業	市	(1) 小規模農業者営農継続支援事業 小規模農家が水稲耕作に使用する農業機械の導入に係る経費（トラクター、コンバイン、田植機など）	3/10以内	30万円	次の①、②、③、④いずれにも該当する者 ①市内に住所を有する販売農家 ②水稻共済又は収入保険加入者 ③水田活用の直接支払交付金において麦・大豆・そばの交付金の対象外の者 ④5年以上継続して営農し、経営面積を現状維持する見込みがある者	・補助対象経費が30万円以上であること。 ・1回限り ・中古機械でも可（耐用年数が2年以上あるもの）
		(2) 集落営農等経営継続支援事業 集落営農等の共同利用機械や設備の導入に係る経費（トラクター、コンバイン、田植機、乾燥調整機）		50万円	次の①、②、③、④いずれにも該当する者 ①市内に住所を有する販売農家 ②農業用機械を3人以上で共同利用する任意団体 ③構成員は地域計画に位置付けられている者であること ④農業経営に意欲があり、導入後5年以上継続し、経営面積を現状維持する見込みがある者	・機械がそれぞれ30万円以上であること。 ・1回限り ・中古機械でも可（耐用年数が2年以上あるもの）
		(3) スマート農業機械導入補助事業 次に掲げるいずれかのスマート農業技術の導入に係る経費 ・直進アシスト装置 ・農業用ドローン ・ラジコン草刈り機、除草ロボット		100万円	次の要件①、②いずれかに該当する者。 ①市内に住所を有し、市内で農業を営む認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の営農組織 ②農業者3人以上で構成される機械共同利用組合等の任意組織	・補助対象経費の合計が30万円以上であること。 ・通信料、年間利用料等、機械本体以外の経費及びタブレット等の汎用性の高い機械は対象外
		(4) スマート農業設備導入補助事業 AI・IoT機能を用いて遠隔で生産に必要な環境要素を監視し制御できるシステムの導入に係る経費		100万円	市内に住所を有し、市内で農業を営む認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の営農組織	・1回限り
		(5) 農業者育成事業 農業の基礎及び専門的な技術を習得するために必要な経費で次に掲げる経費。 ただし、旅費、通信教育費、受講や試験を伴わない参考図書の購入は補助対象外。 ・授業料及び授業テキスト代 ・資格取得に係る受験料		3万円	次の①、②いずれにも該当する者 ①市内に住所を有する販売農家、農業法人に雇用されている者及び集落営農の構成員 ②交付申請時の年齢が50歳未満の者	
		(6) 水稻無農薬栽培支援事業【新設】 抑草等、水田内の除草作業の省力化が図れると認められる機械の導入に係る経費	1/2以内	50万円	次の①、②いずれにも該当する者 ①市内に住所を有する販売農家 ②水稻の有機栽培又は無農薬栽培を行う農家	・中古機械でも可（耐用年数が2年以上あるもの）

【新設】 若者就農支援事業補助金	市	(1)園芸栽培拡大促進支援事業 新設又は増設するビニールパイプハウス類の設置に係る費用及び経営の多角化を図るために必要な機械・施設設備の設置に係る費用。	1/2以内	200万円 ※ただし、機械・設備のみの購入は150万円	次の①～④いずれにも該当する者 ①交付対象年度の4月1日以降に雇用時点で満39歳以下の者を常時雇用した経営体 ②申請時点において、農業経営実績が3年以上あり、かつ新たに常時雇用した従業員を除き1人以上常時雇用していること。 ③新たに常時雇用する従業員は、過去に農業者に雇用されたことがない又は、雇用契約時に市外に住所を有していること。 ④新たに常時雇用した従業員は、交付対象年度内に150日以上勤務すること	1 回限り ビニールパイプハウスの設置については、 ・1棟50平方メートル以上が対象 ・園芸施設共済等に参加すること 導入した設備・機械等は就農者にも使用させること
		(2)スマート農業活用促進支援事業 ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、省力化、高品質生産に必要な機械・設備等。	1/2以内	150万円		1 回限り

◆施設及び機械整備（国）

事業名	助成機関	補助対象及び補助対象経費	補助率等	上限金額	補助対象者	備考
担い手確保・経営強化支援事業	国	農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは経営の改善に必要な機械又は設備の取得	1/2以内	法人 3,000万円 個人 1,500万円	各地域計画に位置づけられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織	・各事業費が50万円以上であること。 ・融資機関から行われる融資を活用すること。 ・最低でも助成後3年間は目標達成状況を報告する義務あり。 ・他要件多数
農地利用効率化等支援事業	国	各地域計画に位置付けられた経営体等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合に必要な農業用機械・設備の取得	3/10以内	300万円	各地域計画に位置づけられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定就農者、集落営農組織	・各事業費が50万円以上であること。 ・融資機関から行われる融資を活用すること。 ・目標達成するまで状況を報告する義務あり。 ・他要件多数

◆生産性の向上

事業名	助成機関	補助対象及び補助対象経費	補助率等	上限金額	補助対象者	備考
麦及び大豆の生産性及び品質向上補助金 集落営農活動支援事業（ブロックローテーション補助金）の激減緩和措置	市	水田における基幹作で、麦・大豆の作付けの団地化に対する支援 (1)ひとつの助成対象作物について、概ね1ha以上連担して団地が形成されていること。 (2)概ね2ha以上の団地が形成されており、ひとつの助成対象作物について概ね1ha以上作付けが行われていること。ただし、調整水田、保全管理等の不作付地は含まない。	定額	800円/10 a	市内に住所を有する販売農家であり、かつ経営所得安定対策等交付金のうち、水田活用の直接支払交付金の申請者	・令和6年度で廃止した集落営農活動支援事業（ブロックローテーション実践集落補助金）の激減緩和措置 ・対象者に12月頃案内予定

◆人材育成

事業名	助成機関	補助対象及び補助対象経費	補助率等	上限金額	補助対象者	備考
新規就農者育成総合対策経営開始資金	国	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金	定額	12.5万円/月 (150万円/年) ×最長3年間	独立・自営就農時年齢が原則50歳未満かつ就農後3年以内の認定新規就農者	その他多数要件あり。
新規就農者育成総合対策経営発展支援事業	国県	就農後の経営発展に向けた機械・施設等の導入に係る経費	国1/2 県1/4 本人1/4	補助対象事業費 上限500万円	独立・自営就農時年齢が原則50歳未満かつ認定新規就農者	その他多数要件あり。